

未定稿

市民自治によるまちづくりに  
関する施策等の評価について

<中間報告書>

2011（平成23）年8月

市民自治推進会議

## 中間報告にあたって

札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）が施行されて、2011（平成23）年度をもって5年目を迎えた。この間、札幌市は「市民自治」や「市民が主役のまちづくり」を施策等の目標に据え、市民と行政の情報共有、市政への市民参加や身近な地域のまちづくりへの参加などの施策を推進してきた。条例制定以降、市役所の仕事のやり方は着実に変わってきているとされている。市民自治を推進する取組も、札幌市が策定した手引き（ガイドライン）などの効果によって、増加しているとされる。

しかし、市民への意識調査では、「市民自治」「自治基本条例」という言葉自体が市民の間に必ずしも定着しているわけではないという結果が出ている。例えば、条例の認知度については、「知っていた」と回答した市民は、約4割に留まっているのが現状である。すなわち、市役所の活動ぶりが市民にはそれほど伝わっていないことが読み取れる。

市民自治推進会議（以下、「会議」という。）は、条例第31条に基づく「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価」を実施する仕組みの一環として、2011（平成23）年3月16日に発足した。会議は、札幌市における市民自治に関する取組を評価するとともに、市民自治を市民の間に浸透させていくための手立てを「量」と「質」の両面から見直す役割をもっている。

当会議では、発足以降、条例の各条項に係る市民自治の推進に資する施策等を対象に、実施状況やそれに対する市民意識調査等の結果などを確認し、札幌市の市民自治の取組について評価を行うための議論を行った。これらの議論を踏まえて、札幌市の各種施策が、条例の理念から見て「実施状況が十分なものとなっているか」「実施状況等が芳しくない場合、その課題、改善点が何か」を抽出することとした。また、条例施行5年目の課題である条例第32条に基づく「条例の見直し」についても検討した。

市民自治の評価は、条例の各条項の抽象度が高いことや、市民自治に関連する項目が多岐に渡るため、委員間で多様な議論がなされた。また、条例が最高規範であるがゆえに抽象的な表現となっている条文があることから、直接的な事業との結びつきが掴みにくく、委員間の共通認識を形成するのに議論の蓄積が必要であった。とはいえ、会議は、概ね1カ月に1回開催され、条例について真摯な議論を行った結果、一定の方向性は見出せたと思われる。

今回は、中間報告として、条例全般の見直しの結果と、条例の各条項に係る当面の評価について報告するものである。当『中間報告』が、札幌市における市民自治の推進に役立てられることを期待するものである。なお、本報告は『中間報告』であり、任期中更なる議論を進め、札幌市における市民自治の推進方策について評価は継続される。

<市民自治推進会議 委員>（座長以下、50音順、敬称略）

佐藤 克廣（座長）

北野 隆            喜多 洋子            武岡 明子            福士 昭夫

福士 明            丸山 博子            横江 光良

## < 目 次 >

<b>1 評価の概要</b> .....	<b>1</b>
(1) 評価の目的 .....	1
(2) 評価の対象 .....	1
(3) 評価の方法、行程 .....	1
(4) 評価の視点 .....	2
<b>2 事業等の実績</b> .....	<b>3</b>
(1) 第2章 市民に係る取組 .....	3
(2) 第3章 議会及び議員に係る取組 .....	3
(3) 第4章 市長及び職員に係る取組 .....	4
(4) 第5章 行政運営の基本に係る取組 .....	4
(5) 第6章 基本原則によるまちづくりの推進 .....	5
(6) 第7章 他の自治体との連携・協力 .....	8
(7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し .....	8
<b>3 評価結果～全般部分について指摘</b> .....	<b>9</b>
(1) 条例に対する市民の印象 .....	9
(2) 条例の認知度 .....	9
<b>4 評価結果～各条項についての指摘</b> .....	<b>10</b>
(1) 職員のまちづくり参加（第14条、第15条関連） .....	10
(2) 行政運営（第16条関連） .....	10
(3) 行政評価（第19条関連） .....	10
(4) 市政への市民参加（第21条関連） .....	11
(5) 住民投票条例（第22条関連） .....	11
(6) 市民がまちづくりを学ぶ機会の創出（第23条関連） .....	11
(7) 個人情報の保護（第27条関連） .....	12
(8) 地域のまちづくりの促進（第28条関連） .....	12
(9) 区民協議会（第29条関連） .....	13
<b>5 評価に対する今後の方向性</b> .....	<b>14</b>
<b>6 条例第32条に基づく「条例の見直し等」について</b> .....	<b>16</b>
<b>7 資料編</b> .....	<b>18</b>
(1) 札幌市自治基本条例 .....	19
(2) 市民自治推進会議設置要綱 .....	28
(3) 市民自治推進会議 委員名簿 .....	30

# 1 評価の概要

## (1) 評価の目的

市民自治推進会議（以下、「会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第31条に基づく評価の仕組みの一環として、条例に基づく市民自治の推進に資する事業等を対象に、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、条例の文言・理念と照らし合わせながら評価を行うことを目的としている。

今回の中間報告に当たっては、市民自治の課題やその課題を解決するための改善点などを整理し、条例第32条<sup>1</sup>に基づく条例の見直し等について検討を進め、方向性を決定することとした。

## (2) 評価の対象

条例は、札幌市におけるまちづくりの最高規範と位置付けられていることから、市民自治の推進に関連する事業等を抽出すると、市の事業等のほとんどが市民自治推進に関連するものと言える。

したがって、評価対象は市の事業等のほとんどすべてとなるが、本会議は、市民自治の推進に資する主要な施策、事業、取組（延べ67項目）から検討を重ね、市民自治に関する事業等の評価を行った。

## (3) 評価の方法、行程

第1、2回会議で、事務局（市民自治推進室）から札幌市全般における市民自治の取組状況等の説明を受け、第3回会議以降は課題抽出を行い、併せてその課題を解決するための方向性について検討を進めた。

### <開催状況>

第1回	3月16日	市民自治推進会議の趣旨説明 スケジュール確認
第2回	4月22日	条例第31条に基づく評価の仕組み、市民自治の取組状況等について市より説明

<sup>1</sup> 条例第32条には「市は5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

第3回	5月27日	条例の各条項の現状評価、課題について協議
第4回	6月23日	条例の各条項の現状評価、課題（追加）及び今後の方向性について協議
第5回	7月21日	条例の趣旨に沿って、市民自治を推進するための方向性、条例の見直し等の検討
第6回	8月23日	条例の見直し等に向けた方向性の確認

#### (4) 評価の視点

市民自治によるまちづくりの施策等の評価については、(1) 条例の理念に沿って事業等が行われているか、(2) 事業等の実施状況について、実績数値から成果や効果が見られるかを基準に行った。

市民自治に関する事業等の評価においては、市が提示する目的や実績数値などについて評価を行うだけでなく、それらの事業が市民の意識に届いているか、また、市民自治の推進に向けた市民の行動に結びついているかを考慮する必要がある。

こうした観点から、当会議では、市側から行われる事業等の実績数値などの説明に合わせて、市民感覚により近い視点から評価を行うため、市民アンケートや意識調査などの結果も複合的に評価し、課題や改善点の指摘を行った。

- ◎ 市民自治の推進に資する制度や事業等の整備・運用状況、その実績数値  
→市の整備・運用面からの評価
- ◎ 条例や市民自治の取組に係る市民への意識調査等の結果  
→市民の意識面からの評価  
→市民の活動面からの評価

## 2 事業等の実績

条例制定以降に、市役所等が行った事業等の実績は以下のとおりである。  
なお、各実績の説明は、条例の各章ごとに行う。

### (1) 第2章 市民に係る取組

条例第8条第2項において、「市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努める」と規定されている。

このことを受けて、札幌市では、市政への市民参加などを呼びかけるとともに、市民自治や市民参加といった事柄が市民にどの程度理解・定着しているかを調査するため、「市政世論調査」や「市民アンケート」、「市民自治に関するアンケート調査」等を活用し、市民意識の変化の継続的把握に努めている。

この他、条例第9条において「事業者の責務」を規定しており、札幌市は、事業者による暮らしやすい地域社会の実現を支援するため、「さっぽろまちづくりパートナー協定」を7社と締結（2011（平成23）年7月末現在）し、企業の社会貢献活動（CSR）を通じたまちづくりを促進している。

また、企業の社会貢献活動をより促進するため、「さっぽろまちづくり研究会（事務局：札幌市）」を2009（平成21）年度より発足し、市内84社が参加、NPOなどとのマッチング等を実施している。

### (2) 第3章 議会及び議員に係る取組

議会に関するものとしては、昨年度まで議会改革・機能強化検討委員会（第22期）が設置され、議会基本条例等の協議・検討を進めてきた。この委員会においては、さまざまな議論の結果、政務調査費に係る領収書等の全面公開を実現している。

この委員会は、2011（平成23）年4月に札幌市議会議員が改選されたことを受け、第23期においても、同様の機能を有する「市民に役立つ議会検討委員会」が設置された。

また、条例第11条に規定されている「市民に開かれた議会」については、情報発信を強化するため、インターネットによる議会の動画配信や議会キッズページ（ホームページ）の設置を進め、幅広い市民に議会の情報を提供する環境を整えつつある。

### (3) 第4章 市長及び職員に係る取組

条例第13条に規定されている「市長の役割及び責務」については、タウントークやふらっとホームなど集団広聴事業の実施に伴い、市長との直接対話ができる機会が創出され、これまでに延べ1万人の市民が参加している。

また、条例第14条に規定されている「職員の責務」については、市民自治によるまちづくりの推進を徹底するため、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」を策定するとともに、この手引きに基づき業務が執行されているかをチェックできる「市民自治チェックリスト」を、部長職以上の起案文書に添付することを義務付けるなど、市役所内部の仕事の運用が変わってきている。

こうした取組の結果、部長職を対象としたアンケートによれば、半数以上(56%)の職場で議論が活性化し、市民自治の取組に関して意識が向上したとの結果が出ている。

その他、条例第15条に規定されている「職員の育成」では、市民との対話をより活性化させるファシリテーション研修やワークショップ研修を取り入れ、加えて、同研修に市民と一緒に参加できる仕組みを構築し、市民と職員が共に学び、実践する研修を開催している。

なお、市民自治に関する事項は、札幌市職員人材育成基本方針にも反映され、市役所全体として、職員意識に市民自治を定着させる取組がなされている。

### (4) 第5章 行政運営の基本に係る取組

本章においては、条例第16条において市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を求めている。このことから、札幌市では、行政・財政運営の見直しを方向づける「行財政改革プラン」の策定に市民意見の公募を行うとともに、出資団体改革新方針に基づき出資団体の組織情報の公開、指導、意見公募などに取り組んできた。

また、札幌市の中期計画にあたる「新まちづくり計画」の策定に当たって、市民意見を取り入れた計画策定に取り組んだほか、それらの評価に当たっては政策指標達成度調査を実施し、市民意見を反映した行政運営を行っている。

条例第18条に基づく財政運営の面では、予算編成方針の公表、編成過程における意見募集、財政状況がわかりやすい「さっぽろのおサイフ」の発行など、市民に分かりやすく公表する取組がなされている。

条例第19条に基づく行政評価の面では、これまで行われてきた行政評価委員会による事業評価のほか、2010(平成22)年度に札幌版の「事業仕分け」

(正式名称は、平成 22 年度市民評価<sup>2</sup>) を実施し、市民が事業の評価に直接参加する機会が拡充された。

## (5) 第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

### <市民参加>

本章は、条例の中でも最も重要な事項を記載しており、札幌市においても、重点的な取組がなされている。市民の市政への参加については、職員のための情報共有・市民参加推進の手引きに基づき積極的な取組が各部局に求められ、パブリックコメント<sup>3</sup>の運用や附属機関等<sup>4</sup>における公募委員の導入、市民意見の政策反映システム事業の実施など、情報共有・市民参加の取組は増加(毎年、前年度比 1.1~1.4 倍で増加傾向<sup>5</sup>) した。

また、市民まちづくり活動の促進については、2008 (平成 20) 年 4 月に「市民まちづくり活動促進条例」が制定され、市民活動団体の活動を支援する「さぼーとほっと基金」が設置された。この基金では、これまでに寄附総額が 1 億 2 千万円を突破し (2011 (平成 23) 年 4 月現在)、町内会・NPO 等 184 団体に助成が行われている。

### <子どものまちづくり参加>

子どもに対する自治意識の涵養は、将来のまちづくりの担い手づくりとして重要な事柄である。条例は、青少年や子どものまちづくりへの参加を規定しており、このことを受けて、2009 (平成 21) 年 4 月に「子どもの権利条例 (正式名称は、子どもの最善の利益を実現するための権利条例)」が制定され、子どもの社会参加などが条例に明文化された。

<sup>2</sup> 「市民評価」について、2011 (平成 23) 年度は市民による討議形式で政策を議論する方式に切り替えて実施することとしている。(2011 (平成 23) 年 7 月 29 日北海道新聞朝刊 参照)

<sup>3</sup> パブリックコメント 条例や計画などの一定の政策の決定に際し、政策の案と資料を公開し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見などを考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する制度。

<sup>4</sup> 附属機関等 附属機関とは、専門家や市民の意見を政策に反映するために設けられた審査・諮問・調査・計画策定・連絡調整等を目的とした機関であり、地方自治法の規定により、法律又は条例に基づいて設置されたもの。また、これに類する合議体として要綱等で設置される類似機関もある。これらは一般的に「審議会」や「委員会」等と呼ばれている。札幌市では、適正な附属機関等の設置や委員選任などのために「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」を定めている。

<sup>5</sup> 取組の増加については、各年度に策定される「局・区実施プラン」にある事業等の中から、情報共有や市民参加の取組を抽出し、各年度を比較して算出したものである。各年度の状況は、札幌市の「市民自治推進本部-資料」としてホームページに公開されている。

(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/kihon/torikumi/honbu/index.html> 2011 (平成 23) 年 8 月 1 日現在)



札幌市は、子どもがまちづくりに参加・体験できる場の創出に努めており、こうした取組を全庁一丸となって進めるために、『「子どもに対する情報発信 & 子どもの参加」手引き』を策定し、各部局における取組の徹底を図っている。

また、市内小学校3年生全員を対象に、「子どもまちづくり手引書」を補助教材として無償配布し、年間約1万5千人の子どもたちにまちづくりを学ぶ機会を提供している。こうした学習の機会によって、中央区の幌西地区などでは、町内会等の活動を知るための勉強会を小学生と町内会等の役員とで開催し、町内会等の役員とのつながり、学校と地域のつながりが創出・強化された事例もあり、一定の成果が出ている。

#### <情報共有>

市民自治によるまちづくりには、市民と行政の情報共有が必須である。札幌市では、札幌市情報公開条例に基づく情報公開制度の運用をはじめ、市政情報の発信、ホームページの整備を進めたほか、市民が参加できる取組を事前にお知らせする取組（市民参加の実施予定、実施結果の公表）を実施しており、公開会議、フォーラム等を常時情報提供（年間約250件）している。

#### <まちづくりセンター>

札幌市では、少子高齢化が進む社会情勢を受けて、地域の課題も多様化が進んでいる。この流れは、全国的な流れであり、札幌市の高齢化率は20.6%<sup>6</sup>と全国平均の平均（23.1%<sup>7</sup>）から比較するとやや低い状況であるが、今後、高齢化は急速に進むと予想される。

こうした背景を受けて、条例第28条に基づく「まちづくりセンター<sup>8</sup>を拠点とした地域のまちづくり」を実現するため、まちづくりセンターが「まちづくり協議会<sup>9</sup>」の設置支援などに取り組み、地域の様々な団体（町内会やNPOなど）によるネットワーク形成によって、地域の課題解決に取り組む活動を奨励し、活動を支援している。

<sup>6</sup> 2011（平成23）年7月1日 札幌市の住民基本台帳人口をベースに算出

<sup>7</sup> 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施の状況に関する年次報告（内閣府）平成23年度版参照

<sup>8</sup> まちづくりセンター 2004（平成16）年4月1日から、地域のまちづくり活動の拠点として市内87カ所の連絡所（出張所2カ所を含む）を「まちづくりセンター」に改称し、従来から取り組んでいる住民組織の振興・諸証明交付等の他、住民組織等の連携や活動の支援、地域情報の交流といった業務を強化した。札幌市では、概ね中学校区（人口規模で1～3万人程度）に1カ所のまちづくりセンターが設置され、課長職1名、非常勤職員2名（一部例外あり）が配置されている。

<sup>9</sup> まちづくり協議会 札幌市では、「地域でさまざまな活動を行っている個人や団体が連携して、地域課題の解決や目標の実現に向けて行動する組織。概ねまちづくりセンター単位で設置されている。」と解説している。（第2次札幌新まちづくり計画－2007-2010 用語解説 参照）

また、これらまちづくり協議会や町内会等の活動を支援していくため、区やまちづくりセンターが元気なまちづくり支援事業による財政的支援を行っているほか、各まちづくりセンターに「情報共有スペース」設置するなど、活動促進に係る環境整備が進んでいる。

その結果、まちづくり事例数<sup>10</sup>は、2004（平成16）年以前の連絡所時代から比較すると、779事例（約8倍）に増加している。

#### <身近な地域のまちづくりへの参加>

まちづくり協議会は、2011（平成23）年5月末現在、まちづくりセンター区域87地区中、76地区で形成され、82協議会が活動している。このことから、札幌市の支援によって市内の約9割<sup>11</sup>でネットワーク形成がなされたことになり、地域のまちづくり活動の基盤の醸成がなされていると言える。

また、まちづくり協議会の活性化に伴う、地域住民の発意により地域のまちづくりセンターを自分たちで運営する「まちづくりセンター自主運営化<sup>12</sup>」が一部地域（2011（平成23）年3月末時点8カ所）で実施され、市職員の運営から地域への委託に切り替わってきている。このように、地域住民がまちづくりセンターを運営することは、市民自治の観点から意義がある。

委託により節約された財源を活用し、自主運営地域には地域交付金制度（1地区2,000千円+加算金1世帯当たり25円）が導入され、地域活動の活性化に資する財源の補充につながっており、今後の拡充が期待できる取組である。

#### <区民協議会>

条例第29条に基づく「区におけるまちづくり」に関しては、元気なまちづくり支援事業（約4億円）が区の裁量により運用され、区の特性を生かしたまちづくりを進めている。

また、区民の意向把握を行う場として、2010（平成22）年度までに全区に「区民協議会<sup>13</sup>」が設置され、区民の意見を生かしたまちづくりの推進が可能になっている。

---

<sup>10</sup> まちづくり事例数は、各まちづくりセンターが把握している地域の交流イベントや見守り活動などの取組数である。

<sup>11</sup> 76（地区）を87（地区）で除した割合。地区によっては、1地区で複数の協議会が活動している場合がある。

<sup>12</sup> まちづくりセンター地域自主運営化 現在、市職員が行っている、まちづくりセンターの運営を地域が担い、地域住民の創意工夫による、活発なまちづくり活動を推進していくもの。平成20年度より実施されている。

<sup>13</sup> 区民協議会 区のまちづくりのことを、区民が話し合い、合意形成し、実践していくという場のこと。名称や構成などは、各区によって異なる。

## (6) 第7章 他の自治体との連携・協力

札幌市においては、北区と当別町、南区と喜茂別町、手稲区と小樽市など、隣接自治体とのまちづくり連携事例がみられるほか、石狩管内の市町村と札幌広域圏組合<sup>14</sup>を設立し、圏域にまたがる共同ソフト事業を実施している。

なお、他の団体との連携という点においては、大学機関とのネットワーク強化を目的に「札幌圏大学連携ネットワーク会議」が設置されるなど、連携に係る取組が進んでいる。

## (7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し

条例31条に基づく評価の仕組みとして、「市民による集中評価会議の実施」「行政評価シートによる内部評価の実施」「市民自治推進会議の設置・運用」「市民自治に関するアンケート調査等の実施」など、多角的な評価の仕組みを整備し、実際に運用が開始されている。

---

<sup>14</sup> 札幌広域圏組合 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、札幌市の石狩管内8市町村によって構成する特別地方公共団体。

### 3 評価結果～全般部分について指摘

当会議は、主に条例の条文ごとに関連した事業等について検討及び課題の指摘を行ったが、条例の前文に係るものや条例全般に係るものについて、以下のとおりである。

#### (1) 条例に対する市民の印象

市民にとって、自治基本条例はまだ極めて遠い存在というイメージがある。やや抽象的に書かれている条例のため、他の条例に比べて分かりづらくなっている。

条例の分かりやすい解説（逐条解説）などを整備し、市民に分かりやすい情報提供を行う必要がある。

#### (2) 条例の認知度

2010（平成 22）年度に市が行った調査<sup>15</sup>では、条例の認知度が約 4 割に留まっており、決して認知度が高いとは言えない。

市民に条例が認知されるように、条例の認知度調査を行うべきである。

職員については、条例に沿った業務執行がさらに推進されるよう、浸透度の調査を行うべきである。

これらの調査は、議会あるいは議員を含めて、継続的に調査していくべきである。

何年か後に自治基本条例の浸透度を〇〇%にするという成果指標の設定についても検討すべきである。

---

<sup>15</sup> 平成 22 年度市民自治意識探求調査（市民まちづくり局市民自治推進室 実施）

## 4 評価結果～各条項についての指摘

以下では、条例の各条文にそって、条例の規定が十分に実現しているか否か、実現していないとすれば、どのような改善が必要かについて、指摘を行う。

### (1) 職員のまちづくり参加（第14条、第15条関連）

札幌市職員が一市民として、まちづくり活動に率先して参加する意識が求められる。地域のまちづくり活動に参加している市職員も多いと思うが、地域のまちづくり活動は人材不足が著しく、地域活動やボランティアの参加を一層促す取組が必要である。行政や企業のボランティア休暇など、意欲向上が期待できる環境整備も必要である。

また、さまざまな地域のまちづくり団体と連携していくためには、市職員のNPO等のまちづくり団体への理解度を今以上に高めなければならない。したがって、職員研修においても、地域やNPOに市職員がインターンシップ<sup>16</sup>で研修に当たる仕組みづくりを進め、市職員が町内会とNPOのマッチングに仲介役となる能力向上を目指すべきである。

### (2) 行政運営（第16条関連）

市民の意見を反映し、まちづくりを着実に進めていくためには、総合的かつ計画的な行政運営をおこなう必要がある。そのためには、第16条第2項にあるように、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させなければならない。

また、条例をつくって、適正に運用するだけでなく、その結果を評価して、条文を改正したり、運用を変えたりするような取組が必要である。そのためには、政策法務という観点を札幌市に浸透させる必要がある。

出資団体に対しては、十分な指導及び調整が行われているか、市民からは分かりにくい状況である。こういった観点で指導、調整を行うのがよいのかは、行政運営の基本にかかわる重要な事項であり、より厳正・公正な仕組みが求められる。

### (3) 行政評価（第19条関連）

行政評価に関しては、札幌市で条例化されておらず、要綱での運用となっている。他都市の事例から比較すると、先進的な状況となっていない。

---

<sup>16</sup> インターンシップ 現場の理解を深めるため、一定期間現場に人材を派遣し、実務経験を体験させること。主に、学生と企業との間で行われている。

行政評価は、市民にもあまり理解されていないと思われ、市役所の中でも十分に理解されている状況になっていない。

「評価とは一体何のためにするのか」ということを、明確にし、条例制定を含めた行政評価に関する制度を改めて整備し、実施する必要がある。

#### (4) 市政への市民参加（第 21 条関連）

市民参加には「市政への参加」と「身近な地域のまちづくりへの参加」の 2 つがあると「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」に記載されているが、この手引きや市民自治の主な取組を見ても、市政への参加が多く、身近な地域のまちづくりへの参加という視点が少ない。

市政への市民参加だけではなく、地域のまちづくりへの参加も一体的に取り組んでいることを市民に情報提供すべきである。

また、同手引きの NPO に関しては、状況の進展に応じて内容を更新するなど改訂していく必要がある。

次に、審議会等の附属機関について、役所の中でどういう審議会がどのように開かれ、それは公開なのか、非公開なのか、来庁者に分からない状態である。このような状態を放置し、市民参加を広げたいと説明しても、説得力がない。市民参加を進めるには、きめ細かい情報提供の仕方に改善すべきである。

最後に、市民自治推進室が他の部局に対して市民参加を推進させていくためには、それなりの根拠が必要である。他都市に見られる市民参加推進条例がないと、より積極的な市民参加を推進しにくく、また、市役所のそれぞれの部署の中で、市民参加の取組度合いに差ができる可能性がある。そうした観点からも、市民参加制度の条例化を図るべきである。

#### (5) 住民投票条例（第 22 条関連）

住民投票条例に関する通則的な条例をつくる自治体が増えている。札幌市でも、現状を調査し、検討を始める必要がある。

#### (6) 市民がまちづくりを学ぶ機会の創出（第 23 条関連）

市民自らがまちづくりについて学んでいかなければならないという風潮を広めるために、地域の中の居場所づくりの中で、市政やまちづくりについて学べる講座ができる環境が期待される。

まちづくりは、一つの活動をすることで、人も自然に集まってきて、拡大すれば、先につながっていく。したがって、まちづくりへの取り組み方として、地域の活動を広くPRし、まちづくりを学ぶ機会を創出すべきである。

#### (7) 個人情報の保護（第27条関連）

個人情報保護については、市民の個人情報保護に対する正しい理解を促すため、市が個人情報保護法並びに個人情報保護条例の詳細などを周知し、高齢者の見守り等の活動をスムーズに実施できるようにすることが求められる。

#### (8) 地域のまちづくりの促進（第28条関連）

地域は財政的にも人的にも非常に厳しい状況であり、地域の将来のあり方については、市としてどこかで提示すべき時期に来ている。

まちづくりセンター地域自主運営化は、各町内会連合会、市民グループ・NPOなどが強力に連携するならば大きく前進すると思われる。しかし、地域で活動している市民グループやNPO等の実態を各地域で把握しきれていない。今後、更なる地域で横の連携を強化していく必要がある。

また、この自主運営化の取組は、多くの市民に周知されていない。自主運営化の利点と課題を市役所が説明する機会を創出し、情報の格差がないよう配慮していくべきである。

まちづくり協議会については、市民参加という観点で、誰もが参加できるような環境づくりが必要となる（会議の日程や時間、参加の仕方など）。札幌市も、まちづくり協議会と協議するなど、市民参加しやすい環境をつくっていくべきである。

また、今後は、まちづくり協議会（あるいは区民協議会）という形ができて、その構成員がみずから自発的に何か事業を推進しようという意欲があるかどうかのカギとなり、活動を支援する仕組みも強化していく必要がある。

札幌市の行政運営において、地域の市民の手による日常的な市民サービスを担っているのはほとんど町内会や自治会である。したがって、町内会の加入率が下がると、町内会、自治会の活動が鈍り、結果的に市民サービスが低下することも予想される。札幌市としても、この点に関してどのように対処すべきか認識を持つ必要がある。

また、企業のまちづくり活動への参加についても、理解を広げるよう努力すべきである。

**(9) 区民協議会（第 29 条関連）**

区民協議会が全区設置となり、スタートしたばかりだが、区民が共有すべき課題を討議できる仕組みとなるよう検討すべきである。

区民協議会で提言された内容を予算に具体的に盛り込んでいく仕組みを確立すべきである。

区民に区民協議会での議論内容が正しく伝わるよう、議事録をオープンにし、区民が区民協議会を評価できるような形にしていくべきであり、今後、幅広い団体・市民が参加できるように努めるべきである。



## 5 評価に対する今後の方向性

個々の条文にそった評価は以上の通りであるが、これらの指摘をもとに、今後のあるべき方向性を大きく5つ示しておきたい。

まず第1に、市民自治は、札幌市におけるまちづくりの基本理念であるが、その意味は、市民が札幌市政の主役であり、札幌市政をコントロールする立場にあるのは市民であるという当たり前のことを再確認することである。

したがって、この条例の浸透度を調査し、市民の意識を確認しながら、自分たちが主体・主役であるという意識醸成を進めるべきである。このことは、市民に限らず、行政、議会も同様であり、自治体として市民自治の確立、意識醸成を目指すべきである。

こうした市民自治を推進していくには、行政（市長・市職員）がさまざまな地域のまちづくり活動団体（例えば、町内会やNPOなど）と役割分担し、まちづくりを推進していく必要がある。そのためには、さまざまな能力開発が必要であり、まちづくり活動団体に関する理解を深める研修やインターンシップによってそれぞれ相互理解を進めるなどの仕組みを実行すべきである。

現時点でも、市職員の地域のまちづくり活動やボランティアへの参加促進の取組強化を目指し、行政として、ボランティア休暇の活用やボランティアに関する情報提供など参加しやすい環境づくりを支援する必要がある。

第2に、行政運営に関しては、中長期計画や財政運営において、市民参加による策定を基本とし、さらに拡充していくべきである。そのためには、他都市の状況を調査し、市民の声・地域特性に合わせた政策等の実施と、それに係る法務の運用体制について検討に着手すべきである。

第3に、市民参加については、市政に参加したいとする市民の割合（約7割）と市政に参加する機会が少ないと感じる市民の割合（約7割）のギャップが、大きな問題である。

このことから、市政への市民参加の拡充を進める必要があるのはもちろんのこと、それらを強力に推進する根拠が必要である。他都市の先進事例等を調査し、市民参加の取組の強化策について市民参加条例などの条例化も含めて、検討に着手し、各部局が統一的な取組体制を構築する必要がある。

また、現時点で運用されている「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」といったガイドライン等については、市政への市民参加だけでなく、地域のまちづくりの観点も追加し、庁内一丸となった市民参加を進める仕組みを強化すべきである。

こうしたことに取り組むことによって、市民に「市民参加とは何か」を再度問いかけ、考えてもらい、認知してもらうという過程が、市民参加の意識の醸成には必要である。

第4に、地域のまちづくり活動従事者に対する市からの情報提供や研修等を強化すべきである。

札幌市においては、住民が交流する拠点整備などを進めているが、こうした交流拠点において、まちづくりに関する情報提供、まちづくりを学ぶ機会の創出が必要である。コミュニティカフェや地域の茶の間など、人が集う機会がまちづくりに参加する絶好の機会であり、ここでの講座、情報提供を、まちづくりセンターと連携して進めるべきである。

こうした取組を通して、各地域の共通した課題である地域のまちづくり活動の担い手不足を解消するよう努力すべきである。

第5に、まちづくり協議会や区民協議会の活動の内容等やまちづくりセンター地域自主運営化を、幅広い市民に情報発信していくべきである。札幌市における市民自治の取組、特に地域のまちづくりに、一定の成果が見られ、先進的な取組も行われている。反面、自主運営化した地域では、先進的な取組が進み、自主運営化していない地域との格差が生じつつある。

地域主体でまちづくりを行うことによりある程度の格差が生まれること自体は、地域の事情によってやむを得ないと思われる。しかし、こうした格差が容認できるのは、しっかりとした情報提供がなされ、住民自らが判断していることが前提である。札幌市の現状では、まちづくりセンターの自主運営の活動、内容、成果などの実態が市民全体に広く知られているとは言えない。市民によるまちづくりのためには、各種の取組成果を分かりやすく市民に提供することが重要であり、札幌市の現状はこの点において不十分である。

## 6 条例第 32 条に基づく「条例の見直し等」について

当会議では、条例全般、それに係る事業等の実績数値などを検証し、課題や改善の方向性について議論を行ってきた。こうした議論の結果、見出された今後の方向性は、すでに述べたとおりである。

当会議での議論では、これらの改善や取組は、条例の文言の加筆・修正を要請するものではないことが確認された。したがって、条例の各条項そのものの見直しについて、当会議の結論は、当分は個々の条文改正の必要はないというものである。

今後は、条例の重要なポイントとなっている情報共有・市民参加（第 6 章）などにおいて、市民参加の機会の充実やまちづくり協議会・区民協議会、まちづくりセンター地域自主運営化などの市民への周知など、より一層加速させなければならない。今後、優先順位を考慮しながら、改善すべき取組等についてガイドラインの強化や条例化などの検討を進める必要がある。

また、「市民自治」、「まちづくり」、「公共」といったことばを市役所が使うとき、市民の意識と乖離していないかを再確認し、それらのことばの概念を市民に十分理解してもらえるよう検討する必要がある。



## 7 資料編

## (1) 札幌市自治基本条例

平成 18 年 10 月 3 日  
条例第 41 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 市民

第 1 節 市民の権利(第 6 条・第 7 条)

第 2 節 市民の責務(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 議会及び議員(第 10 条—第 12 条)

第 4 章 市長及び職員(第 13 条—第 15 条)

第 5 章 行政運営の基本(第 16 条—第 20 条)

第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

第 1 節 市民参加の推進(第 21 条—第 24 条)

第 2 節 情報共有の推進(第 25 条—第 27 条)

第 3 節 身近な地域におけるまちづくりの推進(第 28 条・第 29 条)

第 7 章 他の自治体等との連携・協力(第 30 条)

第 8 章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し(第 31 条・第 32 条)

#### 附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和 38 年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そ

して、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。

### (この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### (基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

- 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

- 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。
- 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

## 第2章 市民

### 第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

### 第2節 市民の責務

(市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

## 第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。



2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

#### 第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

## 第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。

4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。

3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。

(財政運営)

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。

- 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

## 第6章 基本原則によるまちづくりの推進

### 第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

- 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 実施の時期が適切であること。
- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
- (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

- 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動

に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
  - (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
  - (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。
- (区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

- 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

## 第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

## 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 市民自治推進会議設置要綱

平成 22 年 12 月 1 日  
市民まちづくり局長 決裁

### (目的)

第 1 条 札幌市自治基本条例（平成 18 年 10 月 3 日条例第 41 号）（以下、「条例」という。）第 31 条の規定に基づき、専門的な見地に立って市民自治によるまちづくりの施策等を評価するため、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民から構成される「市民自治推進会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 会議は、札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況のうち、札幌市が指定したものについて評価・意見を行う。

### (組織)

第 3 条 会議は、8 人の委員をもって組織する。

2 委員は、公募により選考された者 2 人及び学識経験のある者その他市長が適当と認める者の中から 8 人を、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱日から 2 年間とする。

### (座長)

第 4 条 会議に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会議の事務等を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 会議は、座長が召集する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聞くことができる。

### (謝礼)

第 6 条 委員には、会議 1 回の出席につき 12,500 円の謝礼を支給する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民まちづくり局市民自治推進室市民自治推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民まちづくり局長が定める。



### (3) 市民自治推進会議 委員名簿

(平成 23 年 3 月 16 日 委嘱分<sup>17</sup>、50 音順、敬称略)

委員名	主な役職 <sup>18</sup>
きたの たかし 北野 隆	NTT 東日本-北海道
きた ようこ 喜多 洋子	NPO 法人 子育て支援ワーカーズプチトマト 代表理事
さとう かつひろ 佐藤 克廣	北海学園大学法学部 教授
たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学法学部 准教授
ふくし あきお 福士 昭夫	石山地区町内会連合会 会長
ふくし あきら 福士 明	北海学園大学大学院法務研究科 教授
まるやま ひろこ 丸山 博子	丸山環境教育事務所 代表
よこえ みつよし 横江 光良	NPO 法人北海道未来ネット

<sup>17</sup> 任期：2011（平成 23）年 3 月 16 日～2013（平成 25）年 3 月 31 日

<sup>18</sup> 2011（平成 23）年 3 月 16 日現在

